

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「医療情報・システム基盤整備体制充実加算（調剤）」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

凡例

通知等

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20221107-2008(1)-2

（11月7日更新）
・施設基準（P4）の「電子レセプト請求を行っている」
⇒「オンライン請求を行っている」に訂正しました

本資料は、2022年10月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

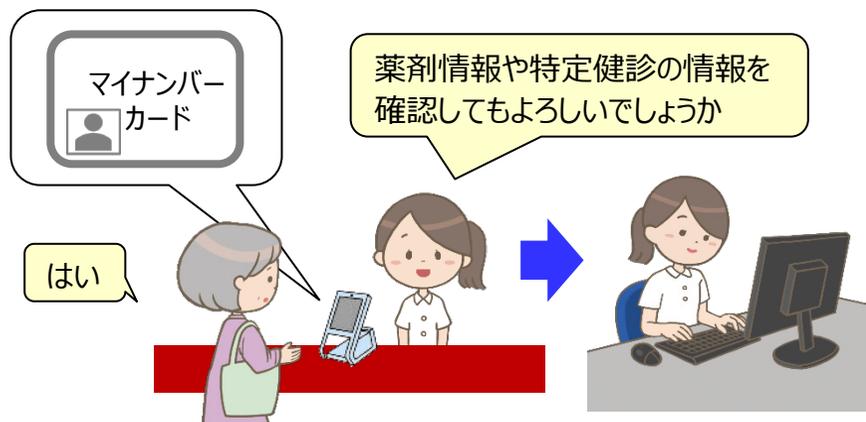
「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」 新設までの流れ

2022年4月 「電子的保健医療情報活用加算」 新設

【検討内容①】

マイナンバーカードにより情報取得できた患者の方が
自己負担が高い

(情報取得時：3点 情報取得困難時：1点)



【検討内容②】

薬剤情報等の活用により診療等の質が向上している

事務負担
の軽減

重複投薬等
の解消



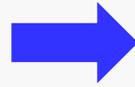
2022年10月 「電子的保健医療情報活用加算」廃止

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」 新設

区分		点数
1	施設基準を満たす薬局で調剤を行った場合、6月に1回に限り加算	3点
2	1であって、オンライン資格確認等により患者に係る薬剤情報等を取得等した場合、6月に1回に限り加算	1点

※手帳の活用割合が低い（50%以下）薬局は算定不可

調剤に必要な
情報を取得



活用して調剤



薬剤服用歴
等に記載

加算1
・加算2以外の
場合

加算2
オンライン資格確認
等により取得した場合

取得した
情報

処方せん



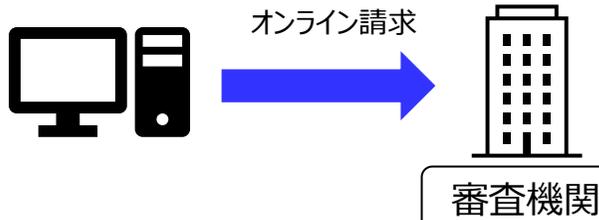
取得する**情報**は以下の事項を参考とする

服薬管理指導料にて『処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に、保険薬剤師が患者等に確認すること。』とされている項目です

- 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴等含む）、薬学的管理に必要な患者の生活像、後発医薬品の使用に関する患者の意向
- 疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。）
- 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況、服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
- 服薬状況（残薬の状況を含む。）
- 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）及び患者又はその家族等からの相談事項の要点

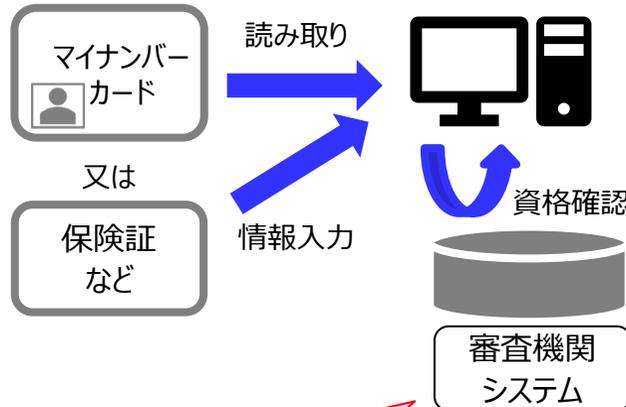
本資料は、2022年10月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

● オンライン請求を行っている



・ほとんどの薬局が基準を満たしています
2022年7月診療分：97.9%(薬局数ベース)

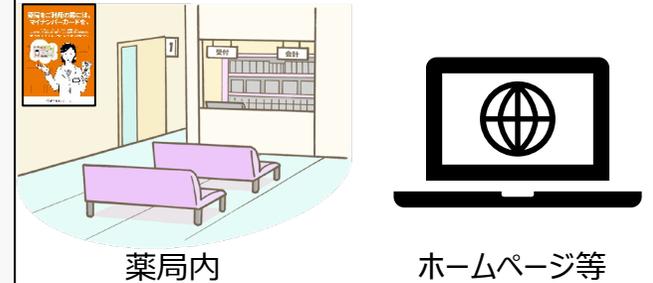
● オンライン資格確認を行う体制



・2022年10月16日時点（薬局）
運用開始割合：54.8%

● 掲示、必要に応じた患者への説明

- ・オンライン資格確認を行う体制を有していること
- ・薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤を行うこと



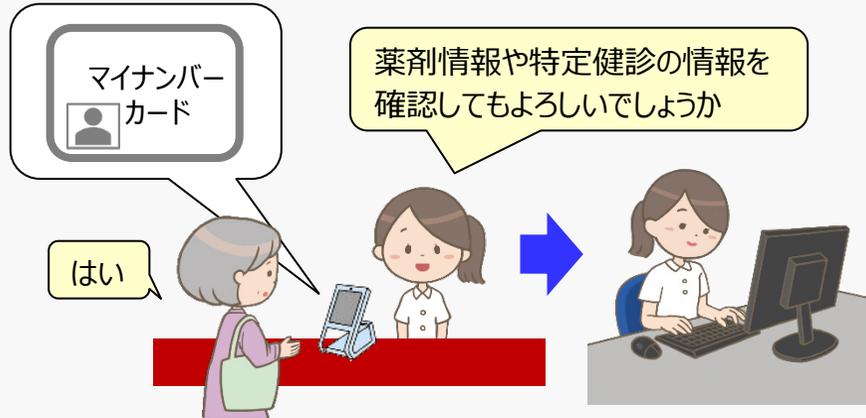
・日本薬剤師会ホームページに薬局
掲示のひな形が掲載されています

◎ 施設基準は設定されていますが、届出は**不要**です

◎ オンライン資格確認の導入に際しては、
医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行う必要があります

- マイナンバーカードの利用により薬剤情報等を取得した場合の方が、患者負担が少なくなります。

【マイナンバーカードにより薬剤情報等を取得した場合】



2022年9月末まで

電子的保健医療情報活用加算

3点

月1回まで

2022年10月以降

医療情報・システム基盤整備体制充実加算2

1点

6月に1回まで

【薬剤情報等を取得できない場合】



電子的保健医療情報活用加算
(特例)

1点

3月に1回まで

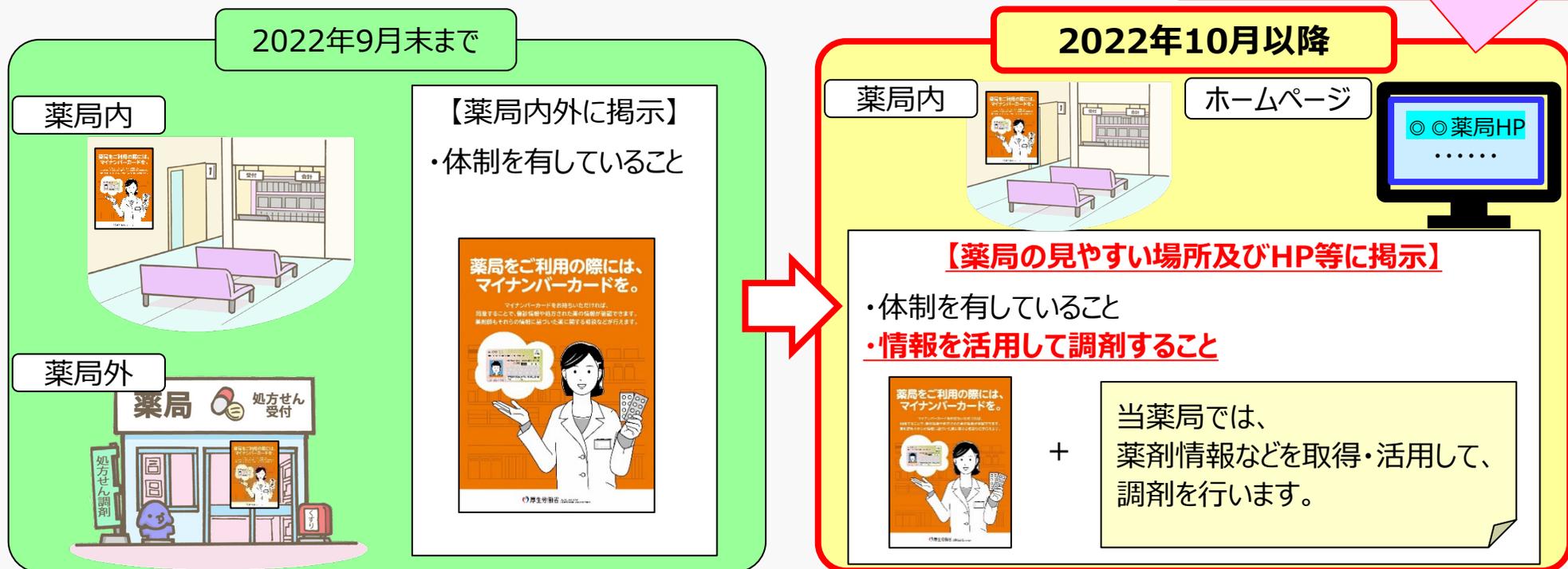
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1

3点

6月に1回まで

- 揭示内容に、「必要な情報を取得・活用して調剤を行うこと」が追加され、揭示場所に、「HP等」が追加されます。

来局患者以外にも広く周知することを目的として追加されたものと考えられます



【2022/9/5疑義解釈①問5】「HP等への揭示」に該当するもの

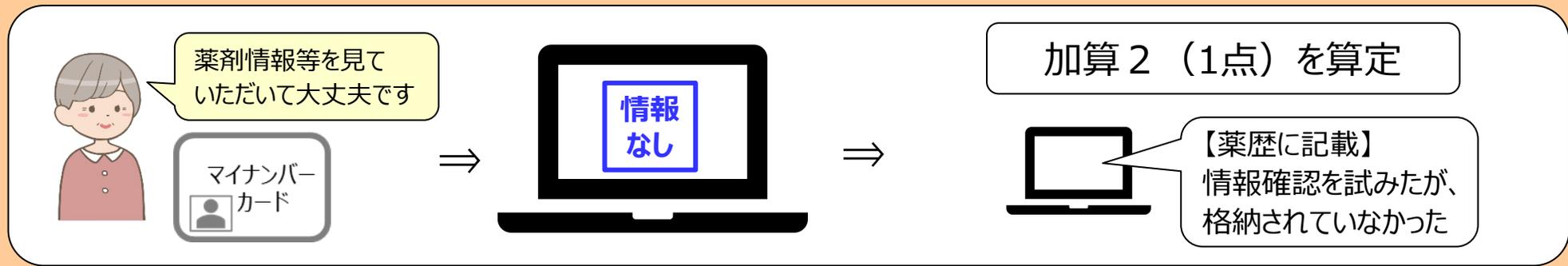
- ・ 薬局のHPへの掲載
- ・ 所属する同一GのHPへの掲載（施設基準を満たす薬局名が確認できる必要がある）
- ・ 自治体、地域薬剤師会等のHP又は広報誌への掲載
- ・ 薬局機能情報提供制度等への掲載

本資料は、2022年10月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

【2022/9/5疑義解釈①問3】

マイナンバーカードにより情報取得を試みたが情報が格納されていない場合は加算2（1点）を算定する。

（薬歴に、情報が格納されていない旨を記載）



【2022/9/5疑義解釈①問4】

以下の場合は、加算1（3点）を算定する。

①情報の取得に同意しない患者

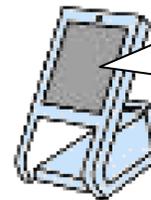


薬剤情報等は見ないでください

②マイナンバーカードが破損等により利用できない場合



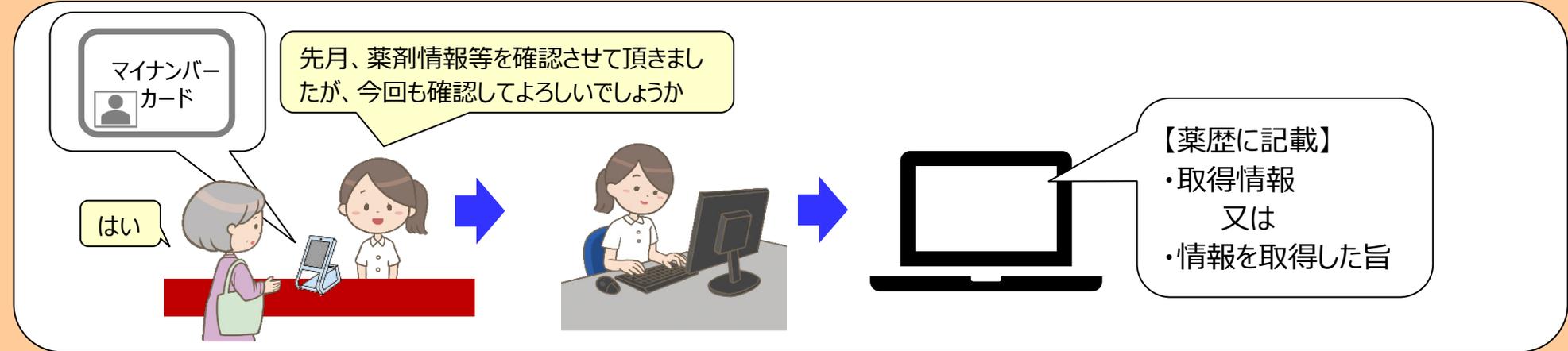
③マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が失効している場合



!
電子証明書の有効期限が切れています

【2022/9/5疑義解釈①問6】

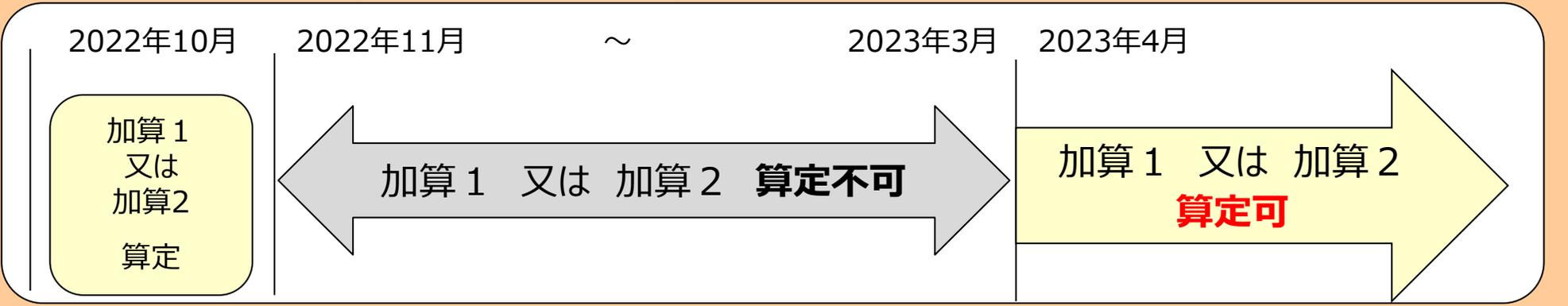
加算が算定できないタイミング（前回算定から6月以内）であっても情報を取得・活用して調剤を実施する必要がある。
 なお、情報を取得した場合は必ずしも情報の全てを薬歴等に記載する必要はないが、情報を取得した旨を記載する必要がある。



【2022/9/5疑義解釈①問7】

- ・加算1算定患者について6月以内は加算2の算定不可
- ・加算2算定患者について6月以内は加算1の算定不可

【調剤報酬留意事項通知<通則>】※一部省略
 算定回数が「月」単位とされているものについては、特に定めのない限り、月の初日から月の末日までの1か月を単位として算定する。



資料No.20221021-2008(2)-1 P4,P5に疑義解釈の全文を掲載しています

本資料は、2022年10月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 → メールマガジンの受信

会員特典2 → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>